

## 複数意匠一括出願について

### 1. 我が国意匠法における一意匠一出願の原則

我が国の意匠法では、意匠法第7条(一意匠一出願)の規定により、意匠登録出願は意匠ごとにしなければならず、複数の意匠を一つの出願に含めて出願することを認めていない。これは、一つの図面に多くの意匠を記載して出願する場合があるので、それを防ぐために注意的に規定しているものである。

一意匠一出願は、拒絶の理由ではあるが(意匠法第17条第1項第3号)、無効理由とはされていない(意匠法第48条第1項各号)。

### 2. ヘーグ協定ジュネーブアクトにおける複数意匠一括出願の概要

#### (1) 複数意匠一括出願と意匠の単一性に関する特別要件

ヘーグ協定ジュネーブアクト(以下「ジュネーブアクト」という。)では、ジュネーブアクト第5条(国際出願の内容)(4)<sup>1</sup>により、国際出願には二以上の意匠を含むことができ、ヘーグ共通規則第7規則(国際出願に関する要件)(3)(v)<sup>2</sup>及び同規則(7)<sup>3</sup>において国際出願には国際意匠分類の同一クラスに属する意匠であれば100意匠まで含むことができる旨規定されている(本資料において、これを仮に「複数意匠一括出願」と称する)。

企業等におけるデザイン開発は、同一のデザインコンセプトやテーマに基づいて、数多くのバリエーションのデザインを創出し、製品化していくが、その過程で製品化後のデザイン模倣を防ぎ、デザインを守っていくために意匠権を取得する。

近年では、デザイン開発のサイクルが早まり、製品のデザイン決定から市場投入までの時期も短縮化していることから、意匠権の取得にかかる企業での業務の負担は大きくなっている。こうした状況の中で、ジュネーブアクトは、制度利用ユーザーの出願・権利化手続の簡略化や権利化後の管理の業務軽減がなされるよう、複数意匠一括出願を採用し、国際意匠分類のひとつのクラスの範囲内であれば、100意匠まで1つの出願に含むことができるようにしたと考えられる。

<sup>1</sup> ジュネーブアクト第5条

(4)[同一の国際出願における二以上の意匠] 定められる条件に従い、国際出願は、二以上の意匠を含むことができる。(仮訳、以下同じ)

<sup>2</sup> ヘーグ共通規則第7規則

(3)[国際出願の必須内容] 国際出願には、以下を含むか又は表示する。

(v) 国際出願に含める100を超えない意匠の数及び第9規則又は第10規則の定めるところにより国際出願に付する意匠の複製物又は見本の数

<sup>3</sup> ヘーグ共通規則第7規則

(7)[同じクラスのすべての製品] 国際出願に係る意匠を構成するか又は意匠が使用されるすべての製品は、国際分類の同じクラスに属する。

他方、我が国のように一意匠一出願を採用している国でも加入できるよう、ジュネーブ条約第13条(意匠の単一性に関する特別要件)<sup>4</sup>において、国内法において一意匠一出願の要件を課しており、国際出願についても同様の要件を課す旨を事務局長に通告して宣言することで、一意匠一出願の要件に従うまでの間、国際登録の効果を拒絶することができる旨も規定されている。

しかし、このジュネーブ条約第13条の規定においては、意匠の単一性に関する特別要件を宣言している締約国においても、出願人は、一の国際出願に二以上の意匠を含む権利を有しているとされており、一意匠一出願を採用している旨の宣言を行っている国を指定した場合においても、二以上の意匠を含んだ国際出願を行うことは可能である。

この場合、締約国は、出願人に対し意匠の単一性に関する特別要件を満たしていないことを理由とした拒絶通報を行うことにより、国際登録の効果を拒絶することが認められている。この拒絶の理由を解消するために指定締約国において国際登録が分割される場合、指定締約国は別途手数料を課すことができ(ジュネーブ条約第13条(3))、分割した意匠数やその国の出願番号等を国際事務局に通告する必要がある(ヘーグ共通規則第18規則(3)<sup>5</sup>)。ただし、この場合であっても分割された個々の出願についてのその後の各手続は、もとの国際出願単位でなされなければならないとされている。

## (2) 拒絶通報及び保護認容声明について

ジュネーブ条約において、国際登録を我が国のように実体審査する国は、審査の結果、拒絶理由を有する場合には国際登録の効果の一部若しくは全部を拒絶する「拒絶通報」を、登録の場合には「保護認容声明」を、国際事務局を通じて名義人に通知できることとなっている(ジュネーブ条約第12条<sup>6</sup>、ヘーグ共通規則第18規則<sup>7</sup>、

<sup>4</sup> ジュネーブ条約第13条

(1)[特別要件の通告] この条約を締結する時点において、同じ出願の対象である意匠が意匠の単一性、製品の単一性若しくは使用の単一性の要件に合致すること、又は同一の組み若しくは品目の構成に属すること、又は一の独立かつ区別性のある意匠のみが単一の出願において請求され得ることをその法令が要求する締約国は、宣言により、その旨を事務局長に通告することができる。ただし、そのような宣言は、たとえ国際出願がその宣言を行った締約国を指定するものであっても、第5条(4)の定めるところにより、出願人が一の国際出願に二以上の意匠を含む権利を妨げない。

(2)[宣言の効果] そのような宣言を行った締約国の官庁は、その宣言により、当該締約国が通告した要件に従うまでの間、第12条(1)の規定に基づき国際登録の効果を拒絶することができる。

(3)[登録の分割について支払う更なる手数料] (2)の定めるところによる拒絶の通報の後に、その通報に記載された拒絶の理由を解消するために国際登録が関係官庁において分割される場合には、その官庁はその拒絶の理由を回避するために必要であった各追加国際出願について手数料を課す権限を有する。

<sup>5</sup> ヘーグ共通規則第18規則

(3)[国際登録の分割の通報] 1999年条約第13条(2)の定めるところによる拒絶の通報に従い、国際登録が、その通報に記載された拒絶の理由を解消するために指定締約国の官庁において分割される場合、官庁は、その分割に関する情報で実施細則において特定するような情報を国際事務局に通告する。

<sup>6</sup> ジュネーブ条約第12条

(1)[拒絶する権利] 指定締約国の官庁は、その締約国の法令に基づいて与えられる保護のための条件が国際登

第18規則の2<sup>8</sup>)。

より具体的には、これらの通知に関し、以下の事項が規定されている。

#### <拒絶通報に関する規定>

- 締約国は、一の国際登録に含まれる意匠のいくつかまたは全てについて、締約国における国際登録の効果を、国内法令に基づいて拒絶することができ(ジュネーブ条約第12条(1))、拒絶をする場合には、国際事務局に対し拒絶通報を行う。(ジュネーブ条約第12条(2))
- 拒絶の通報は、国際登録の公開から12か月以内に国際事務局に対して行う(ヘーグ共通規則第18規則(1))。
- 拒絶を通報した官庁は、その一部又は全部について拒絶の通報を取り下げることができ(ジュネーブ条約第12条(4))、拒絶の取下げは、出願ごとに国際事務局に対して行う。(ヘーグ共通規則第18規則(4))

---

録の対象である意匠のいくつか又は全てについて遵守されていない場合には、当該締約国の領域における国際登録の効果をその一部又は全部について拒絶することができる。ただし、いずれの官庁も、この条約及び規則において規定する国際出願の形式若しくは内容に関する要件又はそれらの要件に対し付加的な要件又はそれらと異なる要件が当該締約国の法令に基づき満たされていないことを理由に、国際登録の効果をその一部又は全部について拒絶することができない。

(2)[拒絶の通報] (a) 国際登録の効果の拒絶は、官庁が拒絶の通報により所定の期間内に国際事務局に通報する。

(b) 拒絶の通報は、その拒絶の根拠となるすべての理由を記述する。

(3)[拒絶の通報の送付; 救済手段] (a) 国際事務局は、拒絶の通報の写しを遅滞なく名義人に送付する。

(b) 名義人は、国際登録の対象である意匠が、拒絶を通報した官庁に適用される法令に基づき与えられる保護を求める出願の対象であった場合と同様の救済手段を有する。そのような救済手段は、少なくとも拒絶の再審査若しくは再審理の可能性又は拒絶に対する不服の申立てから成る。

(4)[拒絶の取下げ] 拒絶を通報した官庁は、一部又は全部について、いつでもその拒絶を取り下げることができる。

<sup>7</sup> ヘーグ共通規則第18規則

(1)[拒絶の通知の期間] (a) 1999年条約第12条(2)又は1960年条約第8条(1)の定めるところによる国際登録の効果の拒絶の通知についての所定の期間は、第26規則(3)に規定する国際登録の公開から6カ月とする。

(b) (a)にかかわらず、官庁が審査官庁である締約国又は保護の付与に対する異議申し立ての可能性を法令が定める締約国は、1999年条約に基づいて指定される場合には、前号に規定する6カ月の期間を12カ月に置き換える旨を宣言により事務局長に通知することができる。

(2)[拒絶の通知] (a) 拒絶の通知は一の国際出願に係るものとし、通知をする官庁が日付を記載し署名をする。

(4)[拒絶の取下げの通知] (a) 拒絶の取下げの通知は一の国際登録に係るものとし、日付が記載され、通知をした官庁による署名がされる。

<sup>8</sup> ヘーグ共通規則第18規則の2

(1)[暫定拒絶通報がされていない場合の保護認容声明] (a) 拒絶通報を行わなかった官庁は、第18規則(1)(a)または(b)に基づき適用される期間内に、国際登録に係る意匠について当該締約国においては保護が認められる旨の声明を国際事務局に送付することができる。当然ながら、第12規則(3)が適用される場合、保護の認容は個別指定手数料の第二の部分の支払いが条件となるであろう。

(2)[拒絶通報の後の保護認容声明] (a) 拒絶通報を送付し、その拒絶の一部または全部の取下げを決定した官庁は、第18規則(4)(a)に従い拒絶の取下げを通知する代わりに、国際登録に係る意匠、または場合によってはその一部の意匠について当該締約国においては保護が認められる旨の声明を国際事務局に送付することができる。当然ながら、第12規則(3)が適用される場合、保護の認容は個別指定手数料の第二の部分の支払いが条件となるであろう。

### ＜保護認容声明に関する規定＞

- 拒絶の取下げを通知することに代えて、拒絶通報した国際登録の意匠に対し、締約国は、保護認容声明を送付することができるが、その声明は出願ごとに一度で国際事務局に対して行う。(ヘーグ共通規則第18規則の2(2))
- ひとつの国際登録に含まれる意匠について、いずれの意匠も拒絶しない場合(全ての意匠に拒絶の理由がない場合)、指定締約国は国際登録の公開から12か月以内であれば、保護認容声明を出願ごとに国際事務局に送付することができる。(ヘーグ共通規則第18規則の2(1))

### (3) 料金の納付について

ジュネーブアクトにおいて、国際出願にかかる手数料は、基本手数料、公開手数料、指定手数料からなる。そのほか、国際登録の5年ごとの更新にかかる手数料がある。これらの手数料の支払は意匠単位ではなく、出願単位で行われている。

国際出願にかかる指定手数料は、最終的に各指定国に納められるものであり、我が国における出願料と5年分の登録料に該当する(ジュネーブアクト第7条<sup>9</sup>、ジュネーブアクト第17条(1)<sup>10</sup>)。

ただし、実体審査国の場合、指定手数料を個別指定手数料(各国が国内出願に対して徴収している料金を上限に設定する任意の金額)に置き換えることを事務局長に宣言することができる(ジュネーブアクト第7条(2))。(我が国は実体審査国であるため、国際出願にかかる指定手数料については、個別指定手数料を選択して料金を設定することとなると考えられる。)

各締約国は、個別指定手数料について、一括で支払うか(一括納付)、二段階に分けて支払うか(二段階納付)を指定することができる(ヘーグ共通規則第12規則(3)<sup>11</sup>)。(後者は、実体審査国においては、国際登録が拒絶されることも念頭に置いたも

<sup>9</sup> ジュネーブアクト第7条

(1)[所定の指定手数料] 所定の手数料は、(2)に従うことを条件として、各指定締約国についての指定手数料を含む。

(2)[個別指定手数料] 官庁が審査官庁である締約国及び政府間機関である締約国は、その締約国が指定されている国際出願に関して及び当該国際出願の結果生じる国際登録の更新に関して、(1)に規定する所定の指定手数料を、個別指定手数料によって置き換えることを、宣言により、事務局長に通告することができる。その額は、その宣言において示される。また、その額は、その後の更なる宣言において変更することができる。前記の額は、最初の保護期間及び各更新期間について又は当該締約国が認める最長保護期間について、その締約国が定めることができる。ただし、その手数料は、当該締約国の官庁が、同じ数の意匠に対し同じ期間の保護を付与するために出願人から領収する権限を有するであろう額と同じ額よりも高いものとするできない。官庁が領収する額は、国際手続の結果生じる節約により減額される。

(3)[指定手数料の移転] (1)及び(2)に規定する指定手数料は、国際事務局により、それらの手数料が支払われた係る締約国に移転される。

<sup>10</sup> ジュネーブアクト第17条

(1)[国際登録の最初の期間] 国際登録は、国際登録日から起算した5年間について初期期間として行われる。

<sup>11</sup> ヘーグ共通規則第12規則

のであり、第二の部分がいわば登録料相当ということになる。)

また、国際登録の更新のための手数料の支払は、出願単位で行われている。

#### <指定締約国で登録する際の個別指定手数料に関する事項>

- 国際出願時に支払う手数料(国際出願料)は、ジュネーブアクト第7条(指定手数料)に従い、出願単位で支払うこととしている。なお、関係締約国に支払われる指定手数料のうち実体審査国が個別に指定手数料を定め、事務局長に通告している場合に限り、締約国には2つに分けて支払うことを指定することも可能としている。(ヘーグ共通規則第12規則(3))
- 第二の部分の料金は、名義人の選択により、直接関係官庁に又は国際事務局を通して、支払うことができる。(ヘーグ共通規則第12規則(3)(c))
- 国際登録に対する保護の認容は、個別指定手数料の第二の部分の支払を条件とすることを想定している。(ヘーグ共通規則第18規則の2(1)、(2))

#### (4)他国の状況

ジュネーブアクトの加入国のうち、単一性の特別要件に関する宣言を行っている締約国は少なく(44か国中5か国(2012年5月現在))、さらに、新規性判断等の実体審査を行っている17か国に限ってみれば、1か国のみ(キルギス共和国)が当該宣言を行っており、他の16か国は複数意匠一括出願を受け入れている。

また、今後ジュネーブアクト加入予定の韓国においても、これまで一意匠一出願としていた実体審査分野にも複数意匠一括出願を受け入れることを決めている。

【表1 各国の複数意匠一括出願の導入状況】

	国名	備考
複数意匠一括出願を導入している国・地域	デンマーク、ノルウェー、フィンランド、アイスランド、フランス、リヒテンシュタイン、スイス、ドイツ、スペイン、モナコ、 <b>アルバニア</b> 、アルメニア、 <b>アゼルバイジャン</b> 、 <b>ボスニア・ヘルツェゴヴィナ</b> 、ブルガリア、 <b>グルジア</b> 、クロアチア、ハンガリー、リトアニア、ラトビア、 <b>モルドバ共和国</b> 、 <b>マケドニア旧ユーゴスラビア共和国</b> 、ポーランド、セルビ	ヘーグ協定ジュネーブアクト加入国(意匠の単一性に関する特別要件を宣言していない国)( <b>太字イタリック</b> は実体審査国)

(3)[二つの部分に分けて支払うことのできる個別指定手数料] (a) 1999年アクト第7条(2)又は第36規則(1)に基づく宣言は、関係締約国について支払われる個別指定手数料が二つの部分、すなわち、国際出願の出願時に支払われる最初の部分と、関係締約国の法令の定めるところにより決められた、その後日に支払われる二番目の部分から成ることを指定することができる。

	ア、スロベニア、ウクライナ、モンテネグロ、タジキスタン、ボツワナ、エジプト、ガーナ、ナミビア、サントメ・プリンシペ、ルワンダ、モンゴル、トルコ、オマーン、EU(欧州共同体商標意匠庁 OHIM)、アフリカ知的財産機構(OAPI)	
単一性要件を宣言している国	エストニア、キルギス共和国、ルーマニア、シンガポール、シリア・アラブ共和国	ヘーグ協定ジュネーブ条約加入国(意匠の単一性に関する特別要件を宣言している国)(太字イタリックは実体審査国)
複数意匠一括出願と同様の制度を導入している国(ヘーグ協定ジュネーブ条約未加盟国)	韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デザイン無審査登録出願であって、かつ同一クラスの範囲内の、基本意匠とそれに類似する意匠であれば20意匠まで可能。</li> <li>・2012年10月以降に施行予定のデザイン保護法では、一つのデザイン登録出願書及び図面に複数の物品名を記載可能とし、同じ国際意匠分類クラスに属する物品は100個まで一出願に含めることを可能とする。</li> </ul>
	米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単一の発明概念に基づく複数の実施態様を含めることが可能。</li> <li>・意匠のタイトルに複数の物品名を記載することが可能。</li> </ul>
	中国	同一製品における二つ以上の類似意匠、あるいは同一種類でかつセットで販売又は使用される製品の意匠であれば10意匠まで可能。

### 3. 問題の所在

ジュネーブアクトにおける複数意匠一括出願には、「2. ヘーグ協定ジュネーブアクトにおける複数意匠一括出願の概要」で示したようなメリットがある反面、以下のような問題がある。

すなわち、我が国のような実体審査国においては、一の国際登録の中の複数の意匠について審査を行う中で、同じ国際出願に含まれる意匠であっても、意匠ごとに、発見される拒絶の理由やその後の名義人の対応等により、審査の最終判断の時期や内容が相違する。この場合、先に我が国で登録可能となったものから順次個別指定手数料の納付及び権利設定を行うことが望ましいのに対し、ジュネーブアクトはこうした要請に必ずしも十分対応できる仕組みになっていない面がある。具体的には拒絶の取下げや保護認容声明、手数料の支払が出願ごとになされることを想定しているため、一の国際登録の中の複数意匠のうち、一部の意匠の権利化を優先し、残りの意匠の権利化を諦めざるを得ないケースが発生する。

こうした問題を解決するには、料金納付方法等を工夫する必要があるが、いずれにしても、意匠の単一性に関する特別要件の宣言をしたとしても、事態は全く改善しないことに留意する必要がある。

### 4. 対応の方向性

ヘーグ協定加入に際し、意匠の単一性に関する特別要件の宣言をした場合にも、「3. 問題の所在」にあるように、ジュネーブアクトにおける複数意匠一括出願に伴う問題は解消されないばかりか、一意匠一出願の要件を満たすための分割に伴い出願人にとって新たな手続負担、料金負担が増えることになる。そこで、少なくとも国際出願については意匠の単一性に関する特別要件の宣言をせず、むしろ複数意匠一括出願を受け入れ、そのメリットを享受できるようにする方向で検討を進めるべきではないか。

また、我が国においても、デザイン開発サイクルや製品の市場投入の短縮化が進んでおり、意匠権の取得に係る業務の負担も増大していることから、ユーザーにとって権利取得の負担軽減を図ることは重要な課題であり、複数意匠一括出願のメリットは大きい。

各国の意匠制度においては、むしろ複数意匠一括出願が大勢であること、ペーパーレスシステムが定着した現在、意匠出願の願書等であれば複数の意匠について一つの願書で処理をしても、事務処理等の問題は生じないこと、国際出願と国内出願との間では制度の差異ができるだけ少ない方が望ましいこと、また出願人にとって、複数意匠一括出願を認める国への出願との整合を図ることができれば、書類作成の負担軽減等メリットが大きいこと等を踏まえ、国際出願について複数意匠一括出願を認める場合には、国内出願についても、複数意匠一括出願のメリットを享受できるよう、

国際出願の検討の内容に合わせた方向性で複数意匠一括出願について検討することとしてはどうか。